

松戸市特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホームへの入所希望者が増加しているなかで、入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、原則として松戸市に住所を有し、介護保険法に定める要介護度区分の要介護度1から5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3 入所申込

(1) 入所の申し込みは、下記の書類を希望する施設に提出することにより行うこととする。

松戸市特別養護老人ホーム入所申込書(様式1)及び状況申立書(様式2)

介護保険被保険者証の写し

直近3か月のサービス利用票の写し

(2) 施設は、申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。また、辞退や削除等の理由が生じたときは、その内容を併せて記載する。

4 入所検討委員会

(1) 施設は、入所の決定に係わる委員会又は会議(以下「入所検討委員会」という。)を設置し、入所希望者の入所の決定等を行うものとする。

(2) 入所検討委員会は、施設長に生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で構成する。なお、委員会には第三者委員(当該法人の評議員等)を加えることが望ましいものとする。

(3) 入所検討委員会は、必要に応じ施設長が招集し、開催するものとする。

(4) 入所検討委員会は、入所希望者緊急名簿(以下「緊急度名簿」という。)を調整するものとする。

(5) 入所検討委員会の記録は、議事録として2年間保存するものとする。

5 緊急度名簿の調製方法

入所希望の緊急度は、申込書(様式1)及び状況申立書(様式2)により調査を行い、要介護度、居宅サービスの利用状況、介護者の状況、待機期間等を勘案した内容を別表「入所申込者緊急度基準」により算定した点数により、入所検討委員会の審議により決定するものとする。

指定介護老人福祉施設入所申込書
(特別養護老人ホーム)

申込者(連絡先) 今後、郵便物などはこの連絡先にお送りさせていただきます。

申込日	平成	年	月	日
受付日	平成	年	月	日

〒	:	-
住所:		
氏名:		
電話: ()		

特別養護老人ホームに入所したいので次のとおり申し込みます。

申込み先 (入所希望施設)		保 険 者		松戸市		
入所希望者の状況	(フリガナ)	性別	被保険者番号			
	氏 名	男・女	要 介 護 度			
	生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日()歳	要介護 認定期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
	現住所 (住民登録地)	〒 -				
	現 況	自宅で一人で暮らしている 自宅で家族と暮らしている 老人保健施設などの施設や病院に入っている 「施設や病院に入っている方」は、下記に記入して下さい。 施設名又は病院名: _____ 所在地(市区名) _____ 入所又は入院時期: 平成 年 月から入所・入院している				
	入所を希望する理由 (該当するものすべてを 選んで下さい)	介護する者がいないため 介護する者が「高齢」、「障害」、「疾病」等により十分な介護が困難なため。 介護者が就労していることから、十分な介護が困難なため。 介護者の身体的・精神的負担が大きく十分な介護が困難なため。 居住環境の事情により十分な介護が困難なため。 施設や病院等から退所を求められているが、自宅での介護が困難なため。 その他()				
	入所希望時期	今すぐ入所したい 平成 年 月 日頃までに入所したい				
	申込み状況	当該施設のみ申込み 他の施設も申し込んでいる、又は、今後他の施設も申込み予定 現在申し込んでいる施設 _____ _____ 今後申込み予定の施設 _____ _____				

別表 入所申込者緊急度基準

1 介護の必要の程度 (35点)

要介護度	加算事項	点数
要介護度 5		35
4		30
3		25
2	認知症: b以上	25
1	認知症: b以上	20
2		10
1		10

認知症: b以上とは、認知症老人の日常生活自立度判定基準による。

2 家族の状況 (35点)

世帯の状況	点数
1 単身世帯	35
2 高齢者(70歳以上)のみの世帯	
800m以内の(概ね徒歩10分程度)に介護する家族がない場合	35
800m以内の(概ね徒歩10分程度)に介護する家族がいる場合	25
3 主たる介護者が病弱な場合 (週1回程度の通院を目安とする)	30
4 複数の高齢者等を介護する場合	30
5 主たる介護者の状況	
主たる介護者が生計中心者として稼働している場合で、他に介護する者がいない場合(日中独居を含む)	30
高齢者の場合(概ね70歳以上)	20
高齢者の場合(概ね70歳未満)	15
就労時間は不規則な場合(パート等)	15
育児をする場合	10

要件が重複する場合は、点数の高い方を基準とする。

3 居宅介護サービスの利用率 (10点)

居宅介護サービスの利用率	点数
1 4割以上	10
2 4割未満～2割以上	5
3 2割未満	0

社会的入院、老人保健施設等に入院入所しているものは、10点とする。

4 入所待機の期間 (10点)

待機期間	点数
1 1年以上	10
2 1年未満～6か月	5
3 6か月未満	0

5 入所検討委員会での検討点 (10点)

家族の総合的な観点、介護者の病状等を勘案する。